

解体工事の追加に伴う経過措置終了時（平成31年5月31日）に おいて解体工事を行うとび・土工事業者の取扱いについて

○平成31年5月31日まで

平成28年6月1日時点で「とび・土工事業」に係る許可を受けているものは、「とび・土工事業」、「解体工事業」のいずれかの建設業許可があれば、解体工事業を営むことができます。

※施工を含む、請負契約から完成までの全ての行程を、いずれかの建設業許可をもって行うことができます。

○平成31年6月1日以降

①平成31年6月1日時点で「解体工事業」の許可を有しているもの

・引き続き解体工事業を営むことができます。

②平成28年6月1日時点で「とび・土工事業」の許可を有しており、 平成31年6月1日時点で「解体工事業」の許可を申請中であるもの

・許可がおりるまでは、引き続き解体工事業を営むことができます。

③平成28年6月1日時点で「とび・土工事業」の許可を有しており、 平成31年6月1日時点で「解体工事業」の許可がなく、申請中でないもの

・解体工事業を営むことができません。

※平成31年6月1日時点で「解体工事業」の建設業許可を有しておらず、当該許可について申請中でないものは、解体工事業に係る、施工を含む、請負契約から完成までの全ての行程を行うことができません。

（ただし、請負金額500万円未満の軽微な工事を請け負う場合で、「土木工事業」又は「建築工事業」の建設業許可を有しているか、解体工事業登録を受けている場合を除きます。）

これは、同年5月31日以前に請け負った解体工事について、6月1日以降も引き続き施工する場合でも同様であり、6月1日以降は無許可営業と見なされ、建設業法違反となります。